

## 秋田県告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成29年5月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間 平成29年7月3日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 秋田市、能代市、横手市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、にかほ市、山本郡三種町、山本郡八峰町